

情報処理技術者採用

情報処理技術者試験（応用情報技術者試験又は高度試験）、情報処理安全確保支援士試験のいずれかの合格者等を対象に選考採用を実施します。

具体的な試験は、次のとおりです。

なお、応募時まで実施された試験について合格見込みの方も含みますが、合格に至らなかった場合は採用できませんので、あらかじめご了承ください。

1 次のいずれかの情報処理技術者試験に合格した者

- ① 応用情報技術者試験
- ② ITストラテジスト試験
- ③ システムアーキテクト試験
- ④ プロジェクトマネージャ試験
- ⑤ ネットワークスペシャリスト試験
- ⑥ データベーススペシャリスト試験
- ⑦ エンベデッドシステムスペシャリスト試験
- ⑧ ITサービスマネージャ試験
- ⑨ システム監査技術者試験

2 情報処理安全確保支援士試験に合格した者

その他これと同等以上※の能力を有すると認められるもの。

※注）同等以上の能力を有すると認められる者

- ① サイバーセキュリティに関する知識及び技能を要する事務に従事し、又は従事していた者であって、経済産業大臣の定めるところにより、経済産業大臣が認定した者

（情報処理の促進に関する法律施行規則（平成28年経済産業省令第102号）第1条第1項第1号関係）

- ② 独立行政法人情報処理推進機構が行うサイバーセキュリティ対策に資する知識及び技能の講習であって、情報処理安全確保支援士試験の科目の合格に必要な知識及び能力を習得できるものとして経済産業大臣が指定したものを修了した者（修了した日の翌日から起算して一年以内に第三項又は第四項の申請をし、登録資格認定を受けた場合に限る。）（同施行規則第3条第1項関係）